

陳情番号	陳情第30号	受理日	平成24年12月4日
件名	若草町マンション計画についての陳情		
陳情者	住所 西宮市若草町 氏名(団体名) 西宮市若草町1丁目「近隣住民の会」 廣瀬 豊 1団体		

(陳情趣旨)

住友不動産㈱と住友商事㈱が共同事業で計画している「(仮称)西宮市若草町1丁目計画」につきまして、事業主代表の住友不動産が近隣住民との協議(説明会)を行っている段階です。西宮市条例に基づき定められた範囲の住民を集めた説明会が平成24年7月26日・10月12日及び11月30日に行われましたが住民の要望が取り入れられたのはごく一部であり、近隣住民説明会の実態は一方的な事業者の建設計画の問答無用のおしつけであり、説明者の態度も言葉使いこそ丁寧ながら横柄かつ高圧的で住民一同憤りを募らせる状況であります。

私たちの要望は「西宮市景観計画」に沿ったものであると思います。「良好な景観の形成に関する方針」にあります通り、西宮市は文教住宅都市でありその基盤となる住宅地が周辺景観と融合した落ち着いたある住宅景観の形成を目指すものです。西宮市の中でも当該地区は工場や遊興施設もなく、周辺に小・中・高校が配置され閑静な住宅街となっています。とくに、鳴尾北10町会では、昭和55年に地区計画制度が制定される以前から、新築の物件の規模や用途については、事業主と協議の上ふさわしくない物を除外してきた経緯があります。1例として若草町では幅員10mを越す道路に面している物を除いて階数が5階を超える建物はありません。

(陳情事項)

1. 当該地区の特性・歴史的変遷を踏まえた開発計画となるように指導すること。
2. 周辺地域住民との協議が整うまでは、一方的に開発計画を進めないこと。